

第1号様式（第7条関係）

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛先) 京都市长	平成24年7月26日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都港区芝五丁目33番8号	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 三菱自動車工業株式会社 代表取締役 益子 修

京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。	
環境マネジメントシステムの名称	ISO14001
適用範囲	三菱自動車工業株式会社 京都地区
導入年月日	平成10年 11月 9日
認証番号	JAER 0053
基 本 方 針	当社が行う事業活動が環境に与える影響の中で、特に次の項目について重点的に環境保全活動を推進します。 ①天然資源の枯渇を防ぐための省資源・省エネルギーの取組 ②生産設備などの管理の徹底による汚染防止の実施 ③廃棄物・排出物の削減
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標(以下「目標」という。)	工場におけるCO2排出原単位の抑制(省エネ法対応) (社目標) 2015年度比2005年度比15%低減 (2015年度比)378kg-CO2/台以下 (所目標2011年度) 109kg-CO2/台以下 CO2排出総量の抑制 (所目標2011年度) 102千t-CO2以下(京都・滋賀)
目標を達成するための取組の内容	所長をトップマネジメント、副所長を環境管理責任者とするISO14001推進体制に基づき、各部門毎に毎月の進捗状況を把握する。 (所から各部、各課・グループへ落とし込み、月次省エネ会議を開催してフォーラムを実施) ①生産設備の省エネ計画と実行 ②計画停止によるバッテリ活動 ③事務所の冷暖房の一斉放送による許可制 ④省エネホールによるロス対策 ⑤節水活動
目標を達成するための取組の進捗状況	上記取組を計画通り実行することが出来た。
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	工場におけるCO2排出総量の抑制では所目標値102千t-CO2に対し23年度実績101千t-CO2で目標達成出来た。(京都・滋賀)
事業活動に係る法令の遵守の状況	法令の遵守評価は年1回実施している。 又、一部法令に関する届出漏れがあつたが、速やかに届出を実施し、再発防止として、届出部門においては業務プロセスを改善し、計画部門においても地区条例・法令教育を年4回実施した。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	平成21年度より評価原単位を見直し実施。生産工場での評価が明確となり適正に成果が見られたことから、23年度も同一のシステムにより運用した。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。